

《五農いじめ防止基本方針》

青森県立五所川原農林高等学校

1 いじめ防止に向けての基本な考え方

「五農で学ぶ・五農は安全・五農は楽しい ～五農にいじめはない～」を実現すべく、いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するために「五農いじめ防止基本方針」を定める。

【本校における基本方針（3つの柱）】

- ①厳正な授業・・・1時間1時間の授業を大切にしよう。
- ②相互理解・・・他の生徒を理解し、認め合おう。
- ③情報の伝達・・・いじめを見たり聞いたりしたら知らせよう。

2 「いじめ」とは

【定義】

「いじめ」とは「生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となっている生徒が心身の苦痛を感じているもの」である。

【基本認識】

- ①「いじめ」は絶対に許されない。
- ②「いじめ」はいじめる側が悪い。
- ③「いじめ」はどの学校でも、どのクラスでも、どの生徒にも起こり得る。

3 いじめ防止の指導体制・組織的対応

【日常の指導体制】

いじめを未然に防止し、早期に発見するための「いじめ防止委員会」の設置

（構成員）生徒指導部主任・学年主任・学科主任・養護教諭・保健相談図書部主任

【緊急時の組織的対応】

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織「いじめ対策委員会」の設置

（構成員）校長・教頭・生徒指導部主任・学年主任・学科主任・養護教諭・保健相談図書部主任・関係教諭

4 いじめの予防

いじめの予防として、教育活動全体を通して、自己有用感・規範意識を高め、人間性・社会性を育てる。

（1）学習指導の充実

学びに向かう集団づくり

意欲的に取り組む授業づくり

（2）特別活動・道徳教育の充実

- ホームルーム活動の充実
- ボランティア活動の充実
- (3) 教育相談の充実
 - 面談の定期実施（6月・11月）
- (4) 人権教育の充実
 - 人権意識の高揚
 - 講演会等の開催
- (5) 情報教育の充実
- (6) 保護者・地域との連携
 - 学校いじめ防止基本方針等の周知
 - 学校公開の実施

5 いじめの早期発見

いじめは、教職員・保護者の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・関係機関が全力で実態把握に努める。

- (1) 情報の収集
 - 教員の観察による気づき
 - 養護教諭からの情報
 - 相談・訴え（生徒・保護者・地域）
 - アンケートの実施（各学期毎実施）
 - 面談の定期実施（6月・11月）
- (2) 相談体制の整備
 - 相談窓口の設置（保健室）・周知
- (3) 情報の共有
 - 報告経路の明示・報告の徹底
 - 職員会議等での情報共有
 - 要注意生徒の実態把握

6 いじめへの対応

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消を目指す。

- (1) 生徒への対応
 - ①いじめられている生徒への対応
 - 安全・安心を確保する
 - 心のケアを図る
 - 今後の対策について、一緒に考える
 - 活動の場を設定し、認め、励ます
 - 温かい人間関係をつくる
 - ②いじめている生徒への対応
 - いじめの事実を確認する
 - いじめの背景・要因の理解に努める

- いじめられている生徒の苦痛に気づかせる
- 今後の生き方を考えさせる
- 必要がある場合は懲戒を加える
- (2) 関係集団（観衆・傍観者）への対応
 - 自分の問題として捉えさせる
 - 望ましい人間関係づくりに努める
 - 自己有用感が味わえる集団づくりに努める
- (3) 保護者への対応
 - ① いじめられている生徒の保護者に対して
 - 複数の教員で対応し、学校の決意を伝え、安心感を与えられるようにする
 - じっくりと話を聞く
 - 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
 - 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める
 - ② いじめている生徒の保護者に対して
 - 事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する
 - いじめは誰にでも起こる可能性がある
 - 生徒や保護者の心情に配慮する
 - 行動が変わるように努力するが、保護者の協力が必要であることを伝える
 - 何か気がついたことがあれば報告してもらう
- (4) 関係機関との連携
 - 学校だけの解決が困難な場合、一体的な対応をすることが重要である
 - ① 教育委員会との連携
 - 関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
 - 関係機関との調整
 - ② 警察との連携
 - 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
 - 犯罪等の違法行為がある場合
 - ③ 福祉関係との連携
 - 家庭での養育に関する指導・助言
 - 家庭での生徒の生活、環境の状況把握
 - ④ 医療機関との連携
 - 精神保健に関する相談
 - 精神症状についての治療、指導・助言

7 ネットいじめへの対応

- (1) ネットいじめの予防
 - ① 保護者への啓発
 - フィルタリング
 - 保護者の見守り
 - ② 情報教育の充実
 - 教科「情報」（農業情報処理）における情報モラル教育の充実

- ③ ネット社会についての講話（防犯）の実施
- (2) ネットいじめへの対処

- ① ネットいじめの把握

- 被害者からの訴え

- 閲覧者からの情報

- ネットパトロール（警察との連携）

- ② 不当な書き込みへの対処

- 状況確認 → 状況の記録 →

- 管理者へ連絡・削除依頼

- 警察への相談

- いじめへの対応

8 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ① 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある

- 生徒が自殺を企図した場合

- 精神性の疾患を発症した場合

- 身体に重大な障害を負った場合

- 高額の金品を奪い取られた場合

- ② 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている

- 年間の欠席が30日程度以上の場合

- 連続した欠席の場合は、状況により判断する

(2) 重大事態時の報告・協力依頼

学校が重大事態と判断した場合、県教育委員会に報告するとともに、対応については、法に即して、県教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に動く

9 評価

(1) 年度毎の取組について、アンケート実施

- ① 生徒・保護者からのアンケート調査

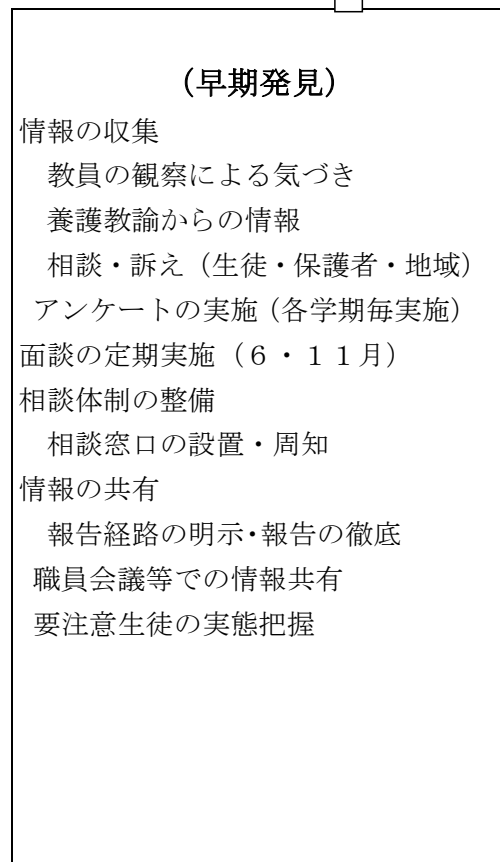
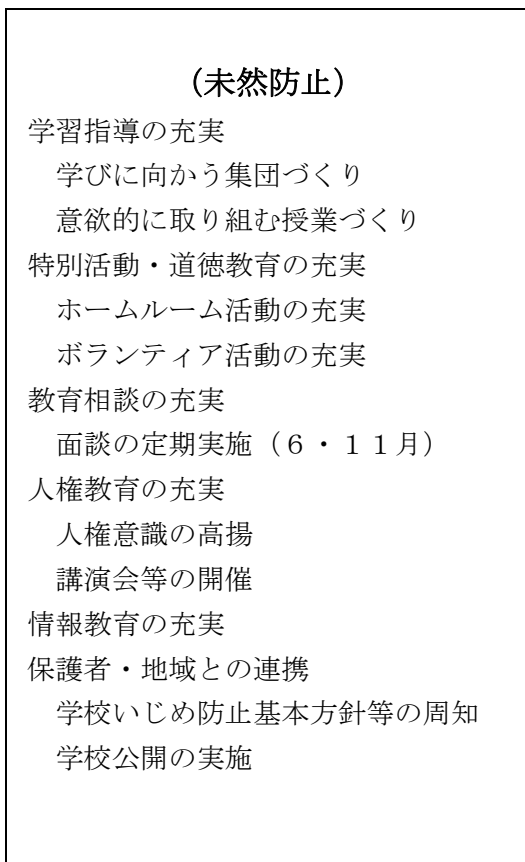
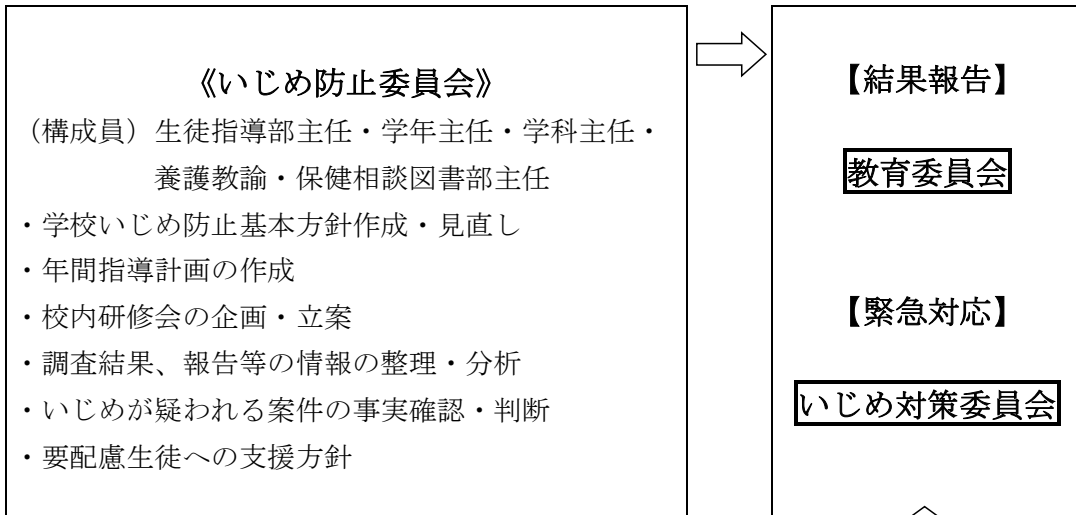
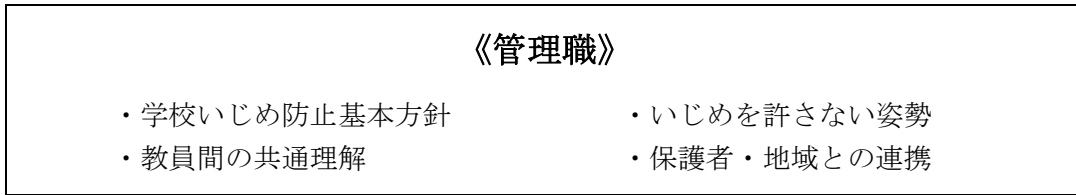
- ② 教職員による自己評価

(2) いじめ防止委員会による検証

(3) 学校関係者評価委員会による評価

(4) 評価結果の公表・次年度の取組改善

【日常の指導体制】：未然防止・早期発見



【緊急時の組織的対応】：いじめへの対応

